

田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の2カ所で毎月1回、NPO 出張相談会を開いています。NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1件あたりの相談時間は原則として1時間以内です。

田 辺 市

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2金曜日の10時半～16時
- 場 所：田辺市民総合センター 1F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833 (FAX 同番号)
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★日程は都合により変更になることがありますので必ずご予約ください。

★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね5名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。

橋 本 市

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2水曜日の10時～16時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■印刷機の料金改定について

和歌山県 NPO サポートセンターに設置している印刷機のご利用料金は、印刷用紙やインク代等、機器の維持管理に必要な費用の原価を元に設定しています。

今年に入り、インク料金等が改定されたこととともない、印刷機のご利用料金を5月16日(金)から改定させていただきます。

【主な改定ポイント】

- ◆一部サイズで0.5円～1.5円の引き上げ、0.5円～1円の引き下げを実施します
- ◆1枚当たりの料金を0.5円単位とします

詳しくは、和歌山県 NPO サポートセンター内の掲示、もしくは「わかやま NPO 広場」でご案内します。

■こんな時は印刷機の印刷用紙の予約をお願いします

和歌山県 NPO サポートセンターの印刷機では、様々な用紙サイズ、様々な色の用紙をご利用いただけます。用紙を切らさないように配慮していますが、在庫には限りがあります。以下のような場合は、ご利用の5日前までにお知らせいただけますようお願いいたします。

- ★1度に1,000枚以上印刷する場合(全サイズ)
- ★A4・A3サイズの高白色紙を利用する場合
- ★色上質紙を利用する場合(全サイズ)

■印刷機の印刷代行を開始します

和歌山県 NPO サポートセンターでは長尺プリンタの印刷代行を実施していますが、新たに印刷機の印刷代行を5月16日から開始します。

原稿は PDF ファイルでお受けします。ご利用料金は①印刷代金、②発送代金、③手数料(1件につき税込700円)の合計額で算出します。

発送代金は A4 判以下・300枚以内では最大430円、それを超える場合、例えば梱包後の荷物の縦・横・奥行の3辺の合計が81cm～100cmになる場合は1,450円です。

ステーブル綴じ、小冊子加工、穴あけ加工も可能ですが、時間に余裕をもってご利用ください。詳しくは「わかやま NPO 広場」でご確認ください。

■来訪によるご相談は予約をお願いします

毎年5月～6月は NPO サポートセンターへのご相談が特に集中する時期です。確実に対応できるよう、来訪によるご相談を希望の場合は事前にご予約をお願いします。ご相談は予約がある方を優先させていただいております。

なお、NPO サポートセンターの各種相談は来訪、電話、電子メールのほか、ビデオ会議(ZOOM)でもお受けしています。ZOOM の場合は事前に複数日程の候補をいただき調整をお願いします。なお、状況に応じて当日対応が可能ともありますので、お気軽にご相談ください。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F)
TEL: 073-435-5424 FAX: 073-435-5425
メール: info@wakayama-npo.jp URL: https://www.wakayama-npo.jp/
受付時間: 火曜日～土曜日 9:00～20:50 日曜日 9:00～17:30
休館日: 月曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

【指定管理者: 認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課(和歌山県庁本館 2F)
TEL: 073-441-2053 FAX: 073-433-1771
メール: e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL: https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

【本紙は古紙再生率70%以上の再生紙を使用しています】

w
a
k
a
a
i
a
i

和 になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します NO.78 くまのクエスト

「くまのクエスト」は、熊野地域のこどもが主役のキッズフリーマーケット。「売るのも買うのもこどもだけ」、学校では学べない体験を提供しています。



第5回くまのクエスト参加者のみなさん

熊野でキッズフリマを!

このイベントは、こどもたちの未来のために何かできればという大人が集まり企画・運営されています。発起人の濱口真理子さんは「基盤を整えることで、熊野でも大きなキッズフリマをしよう!」と思いクラウドファンディングで資金を募り、見事目標を達成。2021年11月に第1回くまのクエストが開催されました。10年続けたいという目標を掲げ、現在5年目の活動に入っています。

クエストは「クリエイト・エンジョイ・ストア・トレーニング」の略

出店者は自分にはもう必要なくなったもの、手作りの品、海や山で採取してきたものに自分で価格を設定して販売。販売するのは物品だけではなく、折り紙の折り方教室や風船を使ったレジャー体験などをサービスとして提供することももいたりして、それぞれのユニークさが光ります。

自分で考えることを大切に

くまのクエストでは、こどもだけのフリマを通して、こどもたちの「非認知能力」を伸ばすことを目的にしています。非認知能力とは、知識量や計算力などの一般的なテストで数値化できない



会場全体にマイクを使ってお店をPRできます

「想像力、共感性、コミュニケーション能力、自己管理能力」などのことです。

近年の研究ではこれらの非認知能力をこどもの頃から高めることで人生を豊かにすることができるという発表もあります。

準備の段階から、「どうしたら売れるのか、買ってもらえるのか」を自分なりに考えたり、友達と相談しあったりして生まれた工夫、当日の売れ行きから値段の変更、呼びかけの仕方や店先に出すポップのアレンジなど様々なチャレンジの機会から主体的に考える経験が培われます。出店と当日の売買には計画性、創造性、コミュニケーション力が必要とされる場面が多く、複合的に非認知能力を鍛えることができます。

来場者、出店者ともにリピーターも増加中

新宮信用金庫佐野支店の銀行員さんによる「両替と経営相談ができる銀行ブースの設置」や、地元の中高生などの有志ボランティアによる万全のサポート体制のもとで、最終的に収支計算まで行います。「お金」を得ることの大変さと楽しさを体感してもらうことで、こどもたちが「お金」について考えるきっかけにもなっており、参加者とその保護者からも好評です。毎回3人の審査員さんに魅力あるブースを選んでもらって表彰するという仕組みでこどもたちのやる気や達成感を高めます。

お金について考える力、発信力、創造力、チャレンジする力を育むことを目指すこのイベント、熊野からこどもたちの未来の可能性が広がっています。



銀行員さんが手厚くサポートしてくれま



審査のポイントはその時の審査員さんで様々、表彰には景品も

くまのクエスト
https://kumano-quest.studio.site/

INDEX

表紙: くまのクエスト

p.1: 特集 任意団体の規約を作る

p.2: 新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報

p.3: 和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集 任意団体の規約を作ろう

和歌山県内には 380 を超える NPO 法人があり、それぞれに団体の決まりごとである「定款」をもっています。いっぽう、法人格がない任意団体でも決まりごととして規約（会則）を作成しておくことはとても重要です。最近はこちらも食堂を運営する団体が急増しており、規約を作成する団体も増えています。規約にはどのようなことを記載すればいいのでしょうか。

規約は団体の「よりどころ」

法人格は法務局に法人登記をおこなうことで団体の存在が担保されますが、法人格を持たない任意団体は公的機関がその存在を証明することはできません。

任意団体の規約は、その団体が確かに存在することを証明する役割を示す書類のひとつです。また団体の様々な事柄を民主的な手続きで進めていくことを定め、団体の様々な判断の「よりどころ」としても重要な書類です。

規約には以下のような内容を盛り込むことが望ましいと考えられます。

- ・団体の名称
- ・団体（事務局）の所在地
- ・団体の目的、目標
- ・団体がおこなう活動内容
- ・会員の種別（例：正会員・賛助会員・運営会員）
- ・会員になる資格（例：入会申込・会費の入金）
- ・退会の条件（例：退会申込・会費未納・死亡）
- ・会議の種別（例：総会・役員会・運営委員会）
- ・会議の役割（各会議で決める内容）
- ・会議の有効出席者数
- ・役員の種別・定数・任期
- ・事務局のメンバーと運営体制
- ・収入の種類・会費・事業年度の開始日と終了日
- ・規約の改正方法
- ・規約の制定年月日（附則）・・・など

規約がないとできないことが多々

任意団体が外部の助成金や補助金などの獲得をしようとした際には、団体の規約などの提出が求められることが多くあります。

また、金融機関で新規に口座を開設する際には、犯罪組織や反社会的組織等によるマネー・ロンダリング（資金洗浄）の防止の観点から、本人確認が年々厳格になっています。任意団体は公的機関がその存在を証明する書類がないことから、様々な書類をもとに団体が存在していることを第三者的に確認することとされています。

ある金融機関のウェブサイトには、任意団体の銀行口座開設には以下のような書類が必要と記載されています。

- ・団体の規約または定款または会則
- ・組織体として団体が成立していること、多数決の原則が盛り込まれていること、構成員が替わって

も組織自体は存続していることがわかること、代表者の選任方法、総会の運営方法、財産の管理方法、代表者の職務・権限、団体の総会の決議事項や開催時期などを確認します

- ・活動実績を証明する書類
- ・パンフレットやチラシ、団体宛領収書コピーなど
- ・役員名簿
- ・代表者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等顔入りのもの）の原本
- ・印鑑（団体名義または代表者名の印鑑）
- ・口座開設申込書（金融機関所定の書式）・・・など

なお必要な書類は団体の活動内容や金融機関によっても異なることがあるほか、任意団体の新規の口座開設自体を受け付けない金融機関もあるようです。事前に金融機関の窓口やウェブサイト等でご確認ください。

規約の記載例

ブログ <https://blog.canpan.info/wnc/archive/6472> に、「わか愛愛」2013 年 9 月号に掲載した規約の例をアレンジしたものを再掲しています。QR コードからアクセスできます。団体の実情に合わせて適宜加筆修正してご利用ください。

規約の作成に際しては、団体の想いや運営方法などをもとに、慎重に検討することをおススメします。



NPO 法人の場合

NPO 法人の場合、規約ではなく「定款」が定められています。「わか愛愛」2023 年 11 月号で定款の構成についてご紹介しています（バックナンバーは「わかやま NPO 広場」から PDF 形式でご覧いただけます。<https://www.wakayama-npo.jp/sc/aiiai.html>）。

NPO 法人の定款は、NPO 法（特定非営利活動促進法）で必ず記載することを求める「絶対的記載事項」14 項目のほか、法人運営を円滑に進めるために定める「相対的記載事項」を合わせて概ね 55 前後の条文で構成されています。

定款の記載内容を一言一句記憶する必要はありませんが、どのようなことが記載されているかをすぐに確認できるようにしておきましょう。

新規設立 NPO 法人

◎NPO 法人キセキ（和歌山市）
2025 年 2 月 17 日認証 代表者 小山静香
動物保護活動、動物と人間の共生に向けた活動をおこないます。

助成金 & 公募情報

自然体験企画コンテスト 2025

【対象団体】 定款・規約等があり組織として活動している団体
小中学校や、小中学校の委託または協力を得て当該活動を主催する団体なども可能

【対象事業】 小中学生が概ね 10 人程度参加する自然の中での体験活動

【支援金額】 20 万円（50 団体）
実施報告書の審査結果をもとに表彰も実施

【締め切り】 5 月 31 日（土）必着

【主催】 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団
詳しくはウェブサイトをご覧ください。募集要項・応募用紙のダウンロードができます。<https://www.shizen-taiken.com/>

子どもゆめ基金（2 次募集）

【対象団体】 NPO 法人・任意団体、公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人

【対象事業】 子どもを対象とする体験活動や読書活動（自然体験活動、科学体験活動、交流を目的とする活動、社会奉仕体験活動、職場体験活動、総合的な体験活動、読書活動）、子どもを対象とする体験活動や読書活動を支援する活動（フォーラム等普及活動など、指導者養成）

【助成金額】 半数以上の都道府県規模の事業：300 万円上限
半数未満の都道府県規模の事業：100 万円上限
市区町村規模の事業：50 万円上限

【締め切り】 6 月 17 日（火）17 時必着

【主催】 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
詳しくはウェブサイトをご覧ください。募集要項・応募用紙のダウンロードができます。<https://yumekikin.niye.go.jp/>
電子申請のみとなります。ID 等の事前取得が必要になるので早めに手続きをしてください。

緑の環境プラン大賞

【対象団体】 全国の民間・公共の各種団体

【助成金額】 ① シンボル・ガーデン部門…人と自然が共生する都市環境の形成、および地域コミュニティの活性化に寄与するアイデアを盛り込んだ地域のシンボリックな緑地プランを募集。上限 1,000 万円を 3 団体程度に助成。② ポケット・ガーデン部門…日常的な花や緑の活動を通して、地域コミュニティの活性化や、情操教育、身近な環境の改善等に寄与するアイデアを盛り込んだプランを募集。上限 150 万円を 10 団体程度に助成

【締め切り】 6 月 30 日（月）消印有効

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

◎NPO 法人シールド（紀の川市）
2025 年 2 月 20 日認証 代表者 前部安弘
子どもへのスポーツの機会提供、高齢者の就労支援をおこないます。

【主催】 公益財団法人都市緑化機構

【備考】 このほかにも「緑の都市賞」「緑化技術コンクール」も実施。詳細はウェブサイトをご覧ください。
<https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho>

和歌山子ども食堂支援事業補助金

【対象団体】 ①これから子ども食堂を始めようとしている団体
②既存の子ども食堂運営団体

【補助金額】 ①備品購入費や改修費など上限 40 万円、学習支援や多様な世代交流に要する経費など上限 20 万円、②学習支援や多様な世代交流に要する経費など上限 10 万円

【締め切り】 12 月 19 日（金）ですが、予定数に到達次第終了

【窓口】 和歌山市内の方は和歌山県庁子ども未来課、和歌山市以外の方は最寄りの振興局
詳しくはウェブサイトをご覧ください。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoshokudo/d00219759.html#hojyokin>

お知らせ

被災地生活支援 NPO 登録を受け付けています

和歌山県では、大規模災害発生後に避難所などにおいて、被災された方への生活支援活動を提供できる NPO・ボランティア団体の登録を随時受け付けています。

【活動例】 高齢者、障害者、外国人への支援活動、子育て支援活動、被災された方の心のケア、炊き出しなど
被災後に県または市町村から協力の要請があった場合、要請内容に該当する活動をおこなっている登録団体に情報提供します。可能な場合は構成員を当該地域に派遣していただき、被災された方の生活を支援するものです。

団体の法人格の有無は問いません。新規登録・登録内容の変更等は随時受け付けています。和歌山県 NPO サポートセンターまでお知らせください。

本制度の詳細については以下の URL からご覧いただけます。
https://www.wakayama-npo.jp/hisaichi/his_index.html

【各種情報はメールマガジンでも配信中！】

和歌山県 NPO サポートセンターに届くイベント情報や助成金情報等を毎月 1 日・15 日（休館日等と重なる場合は翌開館日）に発行しているメールマガジンはこちらの QR コードから配信登録ができます。

【NPO データベース登録団体募集中！】

和歌山県 NPO サポートセンターでは、和歌山県内で活動する NPO・ボランティア団体のデータベースを運用しています。ぜひ登録ください。閲覧は右上の QR コードから、データベースへの新規登録もしくは掲載情報の修正は右下の QR コードからアクセスしてください。

